

# 選挙こぼれ話



## 得票数が同数になった。 さて・・・。

スポーツで試合が同点の場合、例えばサッカーならPK戦、野球なら延長戦、引き分け、再試合などとなりますが、選挙の場合は、得票数が並んだら、抽せんで当落を決定。選挙会において選挙長がクジを引き、当選者を決めます。

## 投票所が、どんどん身近に。

近年、投票所は、市区町の施設や学校、公民館などのほか、ショッピングセンター内や駅周辺など、立ち寄るのに便利な場所に置かれるようになってきました。

また、平成28年(2016年)の参議院議員選挙から、選挙権のない満18歳未満の人でも、家族などと一緒に投票所に入ることが認められるようになりました。

中学生の皆さんも、投票する家族と一緒に投票所を見学してみてもいいのではないでしょうか。

(注)他人の投票用紙をのぞき見たり、歩き回ったり騒いだりしてはいけません。また混雑する場合などは入場をお断りすることがあります。



## 投票用紙には、あなたの 住所・氏名を書き実印を押す・・・？

明治23年(1890年)に行われた第1回総選挙では、投票用紙に投票者の住所・氏名を書き、しかも実印を押さなければならなかったのです。これでは誰が誰に投票したか、すぐわかってしまい、投票の自由とはほど遠いものでした。

(参考文献 自由国民社刊「読める年表」より)

